

事業報告書

第 62 期 (令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで)

沖縄県信用保証協会

目 次

1. 業務報告書	1 頁
2. 収支計算書	42
3. 貸借対照表	43
4. 財産目録	44

1. 業務報告書（令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで）

(1) 事業概況

① 事業方針

沖縄県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、多様化する中小企業の課題に対してライフステージに即した支援を行うべく、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」、「中小企業の振興と地域経済の発展への貢献」の4つの主要施策を掲げ、中小企業の資金繰り改善、経営改善を伴走支援していくとともに、中小企業の持続可能な発展に貢献していく。

【令和6年度事業計画数値】（単位：百万円）

項目	金額
保証承諾	68,000
保証債務残高	269,300
保証債務平均残高	278,472
代位弁済額（元利）	5,000
実際回収	900
求償権残高	1,146
基本財産	14,474

② 経済金融情勢

令和6年の県内景気は、物価高騰が続くなか、堅調な個人消費と国内外観光客の順調な回復に支えられ緩やかに拡大する動きとなった。入域観光客数は、国内観光客がコロナ禍前の水準を上回り過去最高を記録し、外国人観光客も国際航空路線やクルーズ船の再開等により順調に回復した。雇用関連においては、有効求人倍率が高い数値で推移し、多くの業種で人手不足の状況が継続した。また、企業倒産は、件数、負債総額ともに増加、コロナ禍から立ち直れないコロナ関連倒産や仕入価格・人件費高騰の影響を受けた小規模企業の倒産が目立った。

③ 業績

令和6年度の事業実績は次のとおりである。

【令和6年度事業実績数値】

(単位：百万円、%)

項目	実績		
		対計画比	対前年度比
保証承諾	60,598	89.12	83.36
保証債務残高	269,605	100.11	92.35
保証債務平均残高	279,226	100.27	94.47
代位弁済額(元利)	6,911	138.21	198.99
実際回収	788	87.58	87.96
求償権残高	2,025	176.71	194.91
収支差額	815	252.33	75.71
基本財産	14,846	102.57	102.82

ア 保証承諾

保証承諾は、新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「ゼロゼロ融資」という。）の借換等を目的とした伴走支援型特別保証の終了等もあり、対前年度比83.4%、605億98百万円となった。

イ 保証債務残高

保証債務残高は、残高の過半数を占めるゼロゼロ融資の返済が進んだこと、及び保証承諾の減少により、対前年度比92.4%、2,696億5百万円に減少した。

ウ 代位弁済

代位弁済は、コロナ禍から立ち直れない企業の顕在化と昨今の人手不足・物価高騰の影響もあり、今年度は対前年度比199.0%、69億11百万円と昨年度実績の約2倍となった。

エ 回収状況

求償権の回収は、無担保・無保証人案件並びに休廃業・法的整理案件の増加により回収環境が厳しくなっており、対前年度比88.0%、7億88百万円となった。

オ 収支状況

経常収入では、保証債務残高の減少が緩やかなこともあり、保証料が対前年比98.8%、29億19百万円と高い水準で推移した。

経常支出では、信用保険料が対前年比96.7%、12億99百万円、業務費が人件費の増加等もあり対前年比108.0%、8億23百万円となり、経常収支差額は12億9百万円となった。

経常外収支差額は、代位弁済の増加による求償権償却額、求償権償却準備金等の増加により△3億94百万円となり、当期収支差額は8億15百万円となった。

カ 基本財産等

当期収支差額8億15百万円のうち、基金準備金に4億7百万円、収支差額変動準備金に4億7百万円の繰入を行い、基本財産は対前年比102.8%、148億46百万円に増加した。

④ 事業の展望

令和7年度の県内景気は、不安定な世界情勢、米国新政権の政策などの影響や物価高騰、人手不足等の懸念材料はあるものの、堅調な個人消費と外国人観光客の増加や本島北部の大型テーマパーク開業に伴う観光需要を背景に拡大基調で推移すると期待される。

一方、県内景気が拡大基調で推移すると見込まれるなかで、景気の波に乗り切れずコロナ禍以降、業況回復できない企業もみられ、高止まりする仕入価格や人件費、今後想定される金利の上昇等もあり、県内中小企業を取り巻く環境は予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

このような経済環境において、当協会は地域に根差す公的保証・支援機関として、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」の主要施策を掲げ、中小企業の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、ターゲットを用いたモニタリング等による早期の支援を行い、資金繰り支援に留まらず、事業者の実情に応じ、一歩先を見据えた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等に取り組む。

(2) 庶務

月	日	記 事
R6.	4. 1	(就任) 理事 當眞 淳 (就任) 理事 島袋 健 (就任) 監事 本永 敬三
R6.	4. 9	令和6年度経営計画書及び中期事業計画書(令和6年度～8年度)を沖縄県及び主務官庁へ提出
R6.	5. 16	第33回監事会 第1号議案: 令和5年度事業報告書(業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録)の監査結果を理事会に報告することについて
R6.	5. 21	第245回理事会 第1号議案: 令和5年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について
R6.	5. 24	資産総額変更登記 16,752,739,912円
R6.	5. 29	第61期事業報告書を県及び主務官庁へ提出
R6.	7. 11	(辞任) 理事 岸本 勇 (就任) 理事 小橋川 篤夫
R6.	7. 30	外部評価委員会報告書受領
R6.	9. 18	「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に伴い業務方法書の一部変更(沖縄県指令商第644号)
R6.	10. 30	第246回理事会 第1号議案: 常勤役員報酬の改正について
R7.	3. 14	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行に伴い業務方法書の一部変更(沖縄県指令商第104号)
R7.	3. 19	第34回監事会 第1号議案: 令和7年度 監事監査の監査方針及び監事監査計画の策定について
R7.	3. 26	第247回理事会 第1号議案: 令和7年度経営計画について

(記載上の注意) 次のような事項につき記載すること。

- ① 役員及び役員会に関する事項
- ② 定款及び業務方法書に関する事項
- ③ 行政庁に対する申請、届出及び行政庁の認可、検査命令等に関する事項
- ④ 登記した事項
- ⑤ 訴訟その他主要な事項

(3) 役職員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
12 (9)	3 (2)	64	79 (11)

(記載上の注意) 当期末における役職員について記載すること。なお、非常勤の役員数を括弧内に内数で記載すること。

ロ 役 員

役職名	氏 名	現職就任年月日	備 考
会 長	謝 花 喜一郎	令和4年7月1日	常勤
専務理事	金 城 弘 昌	令和4年7月1日	常勤
常務理事	當 間 達 巳	令和5年4月1日	常勤
理 事	松 永 享	令和4年4月1日	非常勤 (沖縄県商工労働部長)
”	知 念 覚	令和4年12月9日	非常勤 (那覇市長 (沖縄県市長会))
”	當 眞 淳	令和6年4月1日	非常勤 (宜野座村長 (沖縄県町村会))
”	島 袋 健	令和6年4月1日	非常勤 (琉球銀行取締役頭取)
”	山 城 正 保	平成30年6月22日	非常勤 (沖縄銀行取締役頭取)
”	新 城 一 史	令和3年6月24日	非常勤 (沖縄海邦銀行代表取締役頭取)
”	喜友名 勇	令和5年7月18日	非常勤 (コザ信用金庫理事長)
”	小橋川 篤 夫	令和6年7月11日	非常勤 (沖縄県中小企業団体中央会会長)
”	米 須 義 明	平成30年6月19日	非常勤 (沖縄県商工会連合会会長)
監 事	屋 我 嗣 治	令和5年4月1日	常勤
”	嘉 数 裕 幸	令和4年4月1日	非常勤 (沖縄県産業振興公社事務局長)
”	本 永 敬 三	令和6年4月1日	非常勤 (公認会計士)

(記載上の注意) 当期末における役員について記載すること。なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記することとし、備考欄には、常勤及び非常勤の区分を記載すること。

(4) 事務所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
本 所	昭和38.12.26	沖縄県那覇市前島3丁目1番20号	自己所有 土地 423.23㎡ 建物 2,699.67㎡

(記載上の注意) 当期末における本所、支所、出張所及び連絡所別に記載すること。なお、備考欄には、不動産所有の有無を記載すること。

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位：千円)

区 分	期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金 準 備 金	基 金	8,986,758	0	0	8,986,758
	準 備 金	5,452,094	407,350	0	5,859,444
			(0)		
計		14,438,852	407,350	0	14,846,202

(記載上の注意) 基金準備金の当期中増加額欄の括弧内には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載すること。

口 出えん金 (累 計)

(単位:千円)

出えん者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体				
都 道 府 県		6,579,308	0	6,579,308
市 町 村		1,621,526	0	1,621,526
計		8,200,834	0	8,200,834
金 融 機 関				
都 市 銀 行		0	0	0
地 方 銀 行		5,033	0	5,033
第二地方銀行協会加盟行		1,373	0	1,373
信 託 銀 行		0	0	0
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		732	0	732
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		0	0	0
商工組合中央金庫		0	0	0
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		0	0	0
生 命 保 険 会 社		0	0	0
損 害 保 険 会 社		0	0	0
沖縄振興開発金融公庫		915	0	915
計		8,053	0	8,053
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		168	0	168
合 計		8,209,055	0	8,209,055

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

八 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		17,029	0	17,029
地 方 銀 行		1,900,852	0	1,900,852
第二地方銀行協会加盟行		613,597	0	613,597
信 託 銀 行				
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		233,005	0	233,005
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		1,400	0	1,400
商工組合中央金庫		101,119	0	101,119
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		1,400	0	1,400
労 働 金 庫		300	0	300
生 命 保 険 会 社		500	0	500
損 害 保 険 会 社		10,792	0	10,792
信用漁業協同組合連合会		400	0	400
計		2,880,394	0	2,880,394
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		2,310	0	2,310
合 計		2,882,704	0	2,882,704

（記載上の注意）信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

(6) 業 務 内 容

イ 保証の種類

種 類 (制度名)		対 象
災 害	東日本大震災復興緊急保証	特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令に基づき市区町村等の証明を受けた中小企業者
経 営 安 定 関 連	景気対応緊急保証	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた中小企業者
	中小企業セーフティネット資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で中小企業信用保険法第2条第5項第3号、4号、第5号及び第7号の規定による認定、第2条第6項の規定による認定又は県知事認定要件等の一定の要件を備えた者
	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金融資保証	県内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る)及び5号の規定による認定又は第2条第6項(新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る)の規定による認定を受けた中小企業者
危 機 関 連	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者
当 座 貸 越	当座貸越根保証	業歴が3年以上、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上の中小企業者で一定の要件を備えた者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補給金		その他	
							保証料	保険料		
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 400,000) 特別小口保 証 20,000	10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 400,000) 特別小口保 証 20,000	10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.00	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の対象と なる場 合あり	県	—	—
運転資金 設備資金	60,000	10年以内	0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	県・連 合会	国	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 400,000) 特別小口保 証 20,000	10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会	—	—	—
事業資金	280,000	2年以内	1.62~0.39	有り (1)(2)	担保 5,000万円超 は必要 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)		対 象
カードローン	事業者カードローン当座貸越根保証	業歴が3年以上、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上の中小企業者で一定の要件を備えた者
中堅企業	中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたため資金調達に支障が生じている中堅事業者で都道府県知事の認定を受けた者
創	創業関連保証	産業競争力強化法に定められた創業者で、事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した(会社設立)日以降5年を経過していない中小企業者
	再挑戦支援保証	産業競争力強化法に定められた創業者で、事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した(会社設立)日以降5年を経過していない中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する者 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者
業等	創業者・事業承継支援資金融資保証	(創業者支援貸付) 県内に居住し、県内で事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した(会社設立)日以降5年を経過していない中小企業者で、一定の要件を備えた中小企業者 (事業承継支援貸付) 県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定を受けた者、又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者
	スタートアップ創出促進保証	産業競争力強化法に定められた創業者で、事業開始に係る具体的計画を有する中小企業者又は事業を開始した(会社設立)日以降5年を経過していない中小企業者
担保融資	流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	20,000	2年以内	1.62~0.39	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	-	-	-	-	-
運転資金 設備資金	普通保証 500,000 無担保保証 100,000	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	無担保 0.65 有担保 0.75	有り (1)	担保 1億円超は原 則必要 保証人 必要となる場 合がある	-	連合会	-	-	-
運転資金 設備資金	35,000	10年以内	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 必要となる場 合がある	-	連合会	-	-	-
運転資金 設備資金	35,000	10年以内	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 必要となる場 合がある	-	連合会	-	-	-
運転資金 設備資金	(創業者支 援貸付) 20,000 (事業承継 支援貸付) 80,000	(創業者支 援貸付) 10年以内 (事業承継 支援貸付) 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	(創業者支 援貸付) 0.60 (事業承継 貸付) 0.75~0.35	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	(創業者支 援貸付) 担保 不要 保証人 必要となる場 合がある (事業承継支 援貸付) 担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	-	県・連 合会の 対象と なる場 合あり	県	-	-
運転資金 設備資金	35,000	10年以内	0.85	有り (1)	不要	-	連合会	-	-	-
事業資金	200,000	1年以内	0.68	有り (1)	担保 売掛債権又は 棚卸資産 保証人 不要	-	-	-	-	-

種 類 (制度名)	対 象
事業再生保証	再生事件又は再生事件に係属している者もしくは民事再生法に基づき再生手続き終結の決定を受けた者で、再生計画の認可又は更正計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者で、金融機関及び取引先から取引の支援を得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められる中小企業者
事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決手続きによる事業再生、または独立行政法人中小企業基盤整備機構もしくは認定支援機関の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする中小企業者事業の再建に合理的な見通しが認められる者
事業再生計画実施関連保証	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
中小企業再生支援資金融資保証	県内において3年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会(経営改善支援センター含む)又はおきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行う者
中小企業再生支援資金 (新型コロナウイルス感染症対応貸付) 融資保証	県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行う者
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	200,000 (組合等 480,000)	10年以内	2.20	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	3年以内	1.76 特別小口保 証 0.90	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	15年以内	責任共有対 象 0.80 責任共有対 象外 1.00 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会 の対象とな る場合あり	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	15年以内	0.20	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除適用す る場合は不要	—	連合会 の対象とな る場合あり	連合会	—	—
運転資金 設備資金	80,000	15年以内	責任共有対 象 0.50 責任共有対 象外 0.70	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	15年以内	0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会との 対象とな る場合あり	連合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	15年以内	0.30	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除適用す る場合は不要	—	連合会 の対象とな る場合あり	連合会	—	—

種 類 (制度名)		対 象
一括支払契約	一括支払契約保証	売掛債権等を有する事業者に対して支払期日前に金銭を支払うことを目的とする中小企業者
予約保証	予約保証	業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上の中小企業者で一定の要件に該当する者
経営力強化	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
小 口	特別小口保証	県内において1年以上同一事業を営む小規模事業者で一定の納税要件を備えた者 (保証制度以外の保証を受けていない者)
	小口零細企業保証	小規模事業者 (既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる者)
	小規模企業対策資金融資保証	県内において1年以上同一事業を営む小規模事業者
	沖縄県小口零細企業資金融資保証	県内において1年以上同一事業を営む小規模事業者 (既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる者)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	1,000,000 (70%以下の 割合保証)	1年以内	2.20~0.50 に保証割合 を乗じた率	有り (2)	担保 必要に応じて 保証人 個人保証は原 則不要	—	—	—	—	—
事業資金	20,000 小口零細企 業保証 5,000	5年以内	1.90~0.60 小口零細企 業保証 2.20~0.70	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 保証付の既 往借換の場 合10年以内	1.75~0.45 セーフティ ネット保証 5号適用 0.75	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会 の対象 となる 場合あ り	—	—	—
運転資金 設備資金	20,000	7年以内	0.90	有り (1)	不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	2.20~0.50	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.40 特別小口貸 付0.60	有り (1)(2) 特別小口 保険を利 用する場 合(1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	10,000	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合 (1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	7,500	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合 (1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	5,000	5年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合 (1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	5,000	5年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合 (1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	5,000	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合 (1)	担保 原則不要 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	市	市	—	—
運転資金 設備資金	200,000	5年以上20 年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)		対 象
季 節	短期運転資金融資保証	県内において1年以上同一事業を営む中小企業者
	短期運転資金（売掛債権担保貸付） 融資保証	県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者
そ の 他	企業立地推進貸付融資保証	国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けた者
	ベンチャー支援資金融資保証	ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、組合等で一定の要件を備える者
	雇用創出促進資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組む一定の要件を備える者
	組織強化育成資金融資保証	(一般貸付) 県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む組合等及びその構成員 (セーフティーネット貸付) 県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者
	経営振興資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運転資金	50,000	1年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—
運転資金	30,000	1年以内	0.43	有り (1)	担保 売掛債権 保証人 不要	—	—	県	—	—
運転資金 設備資金	150,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	0.70~0.25	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	(一般貸付) 1組合あたり 50,000 転貸資金 300,000 1組合員あ たり 30,000 (セーフティ ネット貸付) 1組合あたり 50,000 1組合員あ たり 30,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	(一般貸付) 0.80~0.40 (セーフティ ネット貸付) 0.60	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の対 象と なる 場 合 あり	県	—	
運転資金 設備資金	80,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—

種 類 (制度名)	対 象
オキナワ型産業振興貸付融資保証	県内において1年以上継続して本県の地域特性を活かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、組合等で一定の要件に該当する者
資金繰り円滑化借換資金融資保証	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合等で、保証付き融資を借り換える者
そ の 他 借換保証	緊急保証、一般保証、経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証及び条件変更改善型借換保証の保証付き融資を借り換える中小企業者、組合等で一定の要件を備えた者
下請振興関連保証	下請中小企業振興法に基づき主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行う中小企業者
新事業分野進出資金融資保証	県内において3年以上（多角化を目的とする場合は1年以上）同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出（事業転換・多角化）を行う者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	100,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80~0.40	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	県	—	—
運転資金 設備資金	50,000	10年以内	1.00~0.45	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県・連 合会 の対 象と なる 場 合 あり	県	—	—
原材料価格 高騰対応等 緊急保証、 緊急保証、 景気対応緊 急保証に係 る既往借入 金の借換え	280,000 (組合等 480,000) 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第6号の認 定の場合 380,000 (組合等 480,000)	10年以内 条件変更改 善型借換保 証の保証付 き融資を借 り換える場 合15年以内	1.90~0.45	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会 の対 象と なる 場 合 あり	—	—	—
事業資金	480,000 (組合等 680,000) 特別小口保 証 20,000 流動資産担 保保証 200,000 (保証割合 80%)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	1.90~0.45	有り (1)	担保 8,000万 円 超 は、原則有担保 ※流動資産担 保保証を利用 する場合は、 売掛債権のみ 担保 保証人 必要となる場 合がある ※流動資産担 保保証を利用 する場合は不 要 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	事業転換の 場合 100,000 多角化の場 合 70,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—

種 類 (制度名)	対 象
そ	農商工等連携事業関連保証 中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき主務大臣より農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う者
の	事業承継サポート保証 事業承継を行う一定の要件を備えた初年度決算未到来の新設持株会社
他	経営承継関連保証 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた者
	特定経営承継関連保証 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者
	経営承継準備関連保証 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000) 新事業開拓 保証 400,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000) 流動資産担 保保証 200,000 (保証割合 80%)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.15 海外投資関 係保証 1.15 流動資産 担保保証 0.68	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 8,000万円超 は、原則有担 保 ※流動資産担 保保証を利用 する場合は、 流動資産のみ 担保 保証人 必要となる場 合がある ※流動資産 担保保証を利用 する場合は 不要 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000	15年以内	1.15	有り (2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 特別小口保 証 20,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.90~0.45 特別小口保 証 0.90	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 特別小口保 証 20,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.90~0.45 特別小口保 証 0.90	有り (2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 特別小口保 証 20,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.90~0.45 特別小口保 証 0.90	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)	対 象
そ の 他	<p>特定経営承継準備関連保証</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人</p>
	<p>経営承継借換関連保証</p> <p>経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者</p>
	<p>事業承継特別保証</p> <p>事業承継の計画を有する法人または、一定の期間内に事業承継を実施した中小企業者であって一定の要件を備えた者</p>
	<p>自主廃業支援保証</p> <p>現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる①から③までの要件を全て備えた者</p> <p>①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択する者</p> <p>②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること</p> <p>③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人へ支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行う者</p>
	<p>経営革新関連保証</p> <p>中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画の承認を受けて、その計画を実施する特定事業者</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	280,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	1.15	有り (2)	担保 必要に応じて 保証人 原則、他の 中小企業者 (会社に限る) 以外は不要	—	—	—	—	—
借換資金	280,000 特別小口保 証 20,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90~0.45 特別小口保 証 0.90	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 不要 特別小口保証 の場合は不要	—	連合会 の対象 となる 場合あ り	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	1.90~0.20	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 保証人 不要	—	連合会 の対象 となる 場合あ り	—	—	—
事業資金	30,000	1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要とな る場合 がある	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000 新事業開拓 保証 300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要とな る場合 がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—

種 類 (制度名)	対 象
そ の 他	異分野連携新事業分野開拓関連保証 中小企業等経営強化法に規定する異分野連携新事業分野開拓計画を主務大臣より認定を受けた中小企業者であって、その計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を実施する者
	地域経済牽引事業関連保証 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣より承認を受けた中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施する者
	地域経済牽引支援関連保証 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、主務大臣より承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人
	先端設備等導入関連保証 中小企業者等経営強化法に基づき特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備導入を行う中小企業者
	伴走支援型特別保証 経営行動に係る計画を策定した中小企業者で中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る）及び5号の規定による認定を受けた者又は一定の要件を備える者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000) 新事業開拓 保証 400,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000) 流動資産担 保保証 200,000 (保証割合 80%)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.85 特別小口保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.15 流動資産 担保保証 0.68	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担 保 8,000万円超 は、原則必要 ※流動資産担 保保証を利用 する場合は、 流動資産のみ 担保 保 証 人 必要となる場 合がある ※流動資産 担保保証を利用 する場合は 不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1)	担 保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.15	有り (1)(2)	担 保 8,000万円超 は、原則必要 保 証 人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	0.80 特別小口保 証 0.60	有り (1) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担 保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある 特別小口保証 の場合は不要	—	—	—	—	—
事業資金	60,000	10年以内	1.15~0.20	—	担 保 必要に応じて 保 証 人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	連合会	連合会	—	—

種 類 (制度名)	対 象
新型コロナウイルス感染症対応伴走型 支援資金融資保証	県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、 組合等で中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症等に係るものに限る）及び5号の規定による認定、第2条第6項の規定による認定を受けた者又は一定の要件を備えている者で経営行動に係る計画を策定した者
そ の 他	経営力向上関連保証
そ の 他	中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画を主務大臣より認定を受けた特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する者
そ の 他	財務要件型無保証人保証
そ の 他	純資産額が5千万円以上で、一定の要件を備えた中小企業者
	伴走支援型借換等対応資金融資保証
	県内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び5号の規定による認定又は一定の要件を備えた中小企業者
	観光地形成促進関連保証
	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施する中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	60,000	10年以内	0.95~0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	県・連 合会	県・連 合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000) 特別小口保 証 20,000 新事業開拓 保証 300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	0.80 特別小口保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.25 海外投資関 係保証 1.25	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※一定の要件 を備えた場合 は不要	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 一括返済 2年以内 根保証 1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 不要	—	—	—	—	—
運転資金 設備資金	60,000	10年以内	0.95~0.00	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある ※経営者保証 免除対応の場 合は不要	—	県・連 合会	県・連 合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.8	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

	種 類 (制度名)	対 象
そ の 他	情報通信産業振興関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業措置を実施する中小企業者または沖縄県知事から特定情報通信事業の認定を受けた法人
	産業高度化・事業革新関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施する者中小企業者
	国際物流拠点産業集積関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施する中小企業者または沖縄県知事から特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人
	経済金融活性化関連保証	沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県知事の認定を受けた経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施する中小企業者又は沖縄県知事から特定経済金融活性化事業の認定を受けた法人
他	沖縄振興特別措置法関連資金融資保証	沖縄振興特別措置法に基づき知事の認定を受けた計画に従って沖縄振興策を実施する中小企業者又は沖縄県知事から沖縄振興策事業を営む者として認定を受けた法人
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望しており、一定の要件を備えた中小企業者
	プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ一定の要件を備えた中小企業者
	協調支援型特別保証	申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受けること、又は申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
社債引受保証	中小企業特定社債保証	県内で事業を営む法人で、純資産額が5千万円以上で一定の要件を備えた中小企業者
根保証	根保証	保証資格要件を備えた中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—
事業資金	150,000	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	0.60	有り (1)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	県	県	—	—
運転資金 設備資金	80,000	10年以内	2.60~0.55	有り (1)	不要	—	連合会	連合会	—	—
事業資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 不要	—	連合会	—	—	—
運転資金 設備資金	280,000 (組合等 480,000)	10年以内	1.43~0.23	—	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	連合会	連合会	—	—
事業資金	450,000 (割合保証 80%)	7年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 2億円超は原 則有担保 保証人 不要	—	—	—	—	—
運転資金	200,000 (組合等 400,000)	1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 保証人 必要となる場 合がある	—	—	—	—	—

□ 保証料率等

(単位:年率%)

料 率 区 分	基 本	特 別		平均	備 考
		最高	最低		
保 証 料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% 但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1) 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2) 担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。	2.65	0.19	1.05	
調 査 料	—	—	—	—	
延滞保証料	—	—	—	—	
損 害 金	14.00	14.00		—	

(記載上の注意) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載すること。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	4,941	73,539
保 証 申 込 取 消	692	10,317
保 証 承 諾	4,304	60,598
保 証 後 取 消	167	2,728
償 還	3,086	73,624
保 証 債 務	24,104 (324)	269,605 (▲ 22,345)
所 定 期 限 経 過 債 務	19 (9)	193 (101)
代 位 弁 済	748	6,911
回 収	8	60
求 償 権 償 却	487	5,864
求 償 権	522 (253)	2,025 (986)

(記載上の注意) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権については、当期末残高を記載し、それぞれの前期末残高との比較増減を括弧内に記載すること。

口 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	7	162
地 方 銀 行	2,857	39,571
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	1,200	16,927
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	235	3,839
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	3	36
商 工 組 合 中 央 金 庫	2	64
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	4,304	60,598

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれ連合会を含めて記載すること。

(口) 金額別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	94	85
100万円超 200万円以下	350	615
200万円超 300万円以下	377	1,061
300万円超 500万円以下	722	3,213
500万円超 1,000万円以下	1,083	8,897
1,000万円超 1,500万円以下	439	5,832
1,500万円超 2,000万円以下	429	8,090
2,000万円超 3,000万円以下	381	10,194
3,000万円超 5,000万円以下	289	11,822
5,000万円超 6,000万円以下	53	3,042
6,000万円超 7,000万円以下	24	1,607
7,000万円超 8,000万円以下	37	2,914
8,000万円超 10,000万円以下	9	849
10,000万円超 20,000万円以下	17	2,378
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	4,304	60,598

(ハ) 期間別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
3 月以内	150	1,598
3 月超 6 月以内	447	6,730
6 月超 1 年以内	766	19,080
1 年超 2 年以内	25	364
2 年超 3 年以内	51	308
3 年超 4 年以内	18	86
4 年超 5 年以内	290	2,153
5 年超 7 年以内	1,134	9,599
7 年超 10 年以内	1,378	18,858
10 年超	45	1,821
計	4,304	60,598

(二) 資金用途別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	650	6,374
運 転 資 金	3,654	54,224
そ の 他	0	0
計	4,304	60,598

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	1,108	23,842
特 別 保 証		
災 害	2	32
経 営 安 定 関 連	199	4,213
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	4	125
力 ー ド ロ ー ン	5	42
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	572	3,720
流 動 資 産 担 保 融 資	9	773
事 業 再 生	32	757
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	695	4,045
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	673	8,939
手 形 割 引	0	0
そ の 他	1,005	14,112
計	3,196	36,757
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	4,304	60,598
追 認	0	0
根 保 証	191	4,758

(ハ) 本所、支所別保証承諾

(単位:百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		4,304	60,598
支 所			
計		0	0

ハ 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位:千円)

保証承諾年度 \ 区分	件 数	金 額
令和6年度	6	96,922
令和5年度	65	633,850
令和4年度	104	773,829
令和3年度	110	873,890
令和2年度	313	3,150,890
令和元年度	44	406,176
平成30年度以前	106	975,006
計	748	6,910,563

(口) 金融機関別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	1	20,655
地 方 銀 行	524	5,076,207
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	157	1,198,552
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	65	603,678
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	1	11,470
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	748	6,910,563

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれ連合会を含めて記載すること。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	120	1,327,776
特 別 保 証		
災 害	3	13,367
経 営 安 定 関 連	381	3,674,022
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	0	0
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	85	407,690
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	6	212,168
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	57	181,064
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	11	126,574
手 形 割 引	0	0
そ の 他	85	967,902
計	628	5,582,787
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	748	6,910,563
追 認	0	0
根 保 証	2	139,675

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位:千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
令和6年度		0	0
令和5年度		0	751
令和4年度		1	32,273
令和3年度		4	28,821
令和2年度		1	31,630
令和元年度		0	18,560
平成30年度		0	29,214
平成29年度		3	14,884
平成28年度		2	16,800
平成27年度		1	34,042
平成26年度以前		61	520,653
計		73	727,626

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位:千円)

代位弁済年度	区 分	件 数	金 額
令和6年度		5	28,902
令和5年度		4	81,954
令和4年度		0	15,999
令和3年度		0	3,664
令和2年度		0	25,135
令和元年度		3	53,267
平成30年度		4	29,479
平成29年度		3	39,205
平成28年度		1	11,178
平成27年度		1	11,037
平成26年度以前		52	427,807
計		73	727,626

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	
構 成 総 額	0
出 資 額	0

2. 収支計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	3,407,152,792
保証料	2,919,181,797
預け金利息	2,291,481
有価証券利息配当	147,157,874
調査料	0
延滞保証料	0
損害補償金	26,514,064
事務補助金	19,236,958
責任共有負担金	285,865,000
雑収入	6,905,618
経常支出	2,198,124,078
業務費	822,984,947
役員給与	436,874,085
退職給与引当金繰入	56,441,904
その他の人件費	107,673,119
旅費	2,118,323
事務費	129,095,654
賃借料	33,925,250
不動産・不動産償却	9,232,081
信用調査費	4,139,516
債権管理費	25,681,391
指導普及費	6,418,864
負担金	11,384,760
借入金利息	0
信用保険料	1,298,938,457
責任共有負担金納付	71,578,291
雑支出	4,622,383
経常収支差額	1,209,028,714
経常外収入	7,805,223,582
償却求償権回収金	120,064,904
責任準備金戻入	1,958,059,483
求償権償却準備金戻入	263,875,637
求償権補填金戻入	5,463,223,558
保険金	4,933,925,382
損失補償補填金	529,298,176
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他の収入	0
経常外支出	8,199,717,687
求償権償却	5,849,504,099
譲受債権償却	0
雑勘定償却	0
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	0
責任準備金繰入	1,934,701,439
求償権償却準備金繰入	415,512,124
その他の支出	25
経常外収支差額	▲ 394,494,105
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	814,534,609
収支差額変動準備金繰入額	407,184,609
基本財産繰入額	407,350,000

3. 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	386,216	基 本 財 産	14,846,201,892
現 小 切 手	386,216	基 金	8,986,758,041
預 け 金	0	基 金 準 備 金	5,859,443,851
当 座 預 金	7,847,351,379	制 度 改 革 促 進 基 金	0
普 通 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	2,721,072,629
通 知 預 金	2,812,570,487	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
定 期 預 金	0	責 任 準 備 金	1,934,701,439
郵 便 貯 金	5,021,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	415,512,124
金 銭 信 託	13,780,892	退 職 給 与 引 当 金	587,217,200
有 価 証 券	0	損 失 補 償 金	7,140,753,317
国 債	16,624,001,331	保 証 債 務	269,604,509,226
地 方 債	0	求 償 権 補 填 金	0
社 債	5,735,205,600	保 険 金	0
株 式	10,885,795,731	損 失 補 償 補 填 金	0
受 益 証 券	3,000,000	借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	長 期 借 入 金	0
フ ァ ン ド 出 資	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
譲 渡 性 預 金	0	短 期 借 入 金	0
そ の 他	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
動 産 ・ 不 動 産	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
事 業 用 不 動 産	237,761,656	雑 勘 定	6,967,714,923
事 業 用 動 産	213,833,256	仮 受 金	1,607,939
所 有 動 産 ・ 不 動 産	23,928,400	保 険 納 付 金	52,052,377
建 設 仮 勘 定	0	損 失 補 償 納 付 金	10,533,057
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	6,894,255,426
保 証 債 務 見 返	7,140,753,317	未 払 保 険 料	982,774
求 償 権	269,604,509,226	未 払 費 用	8,283,350
讓 受 債 権	2,025,043,573	有 価 証 券 未 払 金	0
雑 勘 定	0		
仮 払 金	737,876,052		
保 証 金	1,881,893		
厚 生 基 金	28,460,000		
連 合 会 勘 定	117,049,200		
未 収 利 息	4,344,609		
有 価 証 券 未 収 入 金	35,256,042		
未 経 過 保 険 料	0		
	550,884,308		
合 計	304,217,682,750	合 計	304,217,682,750

4. 財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	386,216	その他有価証券 評価差額金	0
預 け 金	7,847,351,379	責 任 準 備 金	1,934,701,439
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	415,512,124
有 価 証 券	16,624,001,331	退職給与引当金	587,217,200
動 産 ・ 不 動 産	237,761,656	損 失 補 償 金	7,140,753,317
損失補償金見返	7,140,753,317	保 証 債 務	269,604,509,226
保証債務見返	269,604,509,226	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	2,025,043,573	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	6,967,714,923
雑 勘 定	737,876,052		
合 計	304,217,682,750	合 計	286,650,408,229
		正 味 財 産	17,567,274,521